

令和7年4月から、带状疱疹ワクチンが定期接種になりました。
町では接種費用の一部を助成します。

令和7年度対象者（下記の生年月日に該当する方）

- 【 6 5 歳 】 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
- 【 7 0 歳 】 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
- 【 7 5 歳 】 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
- 【 8 0 歳 】 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
- 【 8 5 歳 】 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
- 【 9 0 歳 】 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
- 【 9 5 歳 】 昭和5年4月2日 ～ 昭和6年4月1日
- 【100歳以上】 大正15年4月1日生まれ以前

※以前、带状疱疹ワクチンを接種したことがある方は、接種の必要性について医師にご相談下さい。

ワクチンについて

それぞれのワクチンによって、効果や接種後の副反応の発現割合などが異なります。詳しくは、説明書に記載されていますので、必ずお読みください。

	乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
接種回数(方法)	1回(皮下注射)	2回(筋肉内注射)
接種間隔	—	通常2か月以上 ※医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません。	—
町の助成額	4,430円	1回あたり11,030円 (2回で22,060円)
個人負担額	医療機関の接種料金から上記助成額を差し引いた額 (接種料金については、医療機関にご確認ください)	

※生活保護の方は、個人負担がありません。

接種期間および医療機関

令和8年3月31日まで、下郷町内及び県内の医療機関で受けられます。
受診前に、医療機関にお問合せください。

接種時に持参するもの

- ・下郷町带状疱疹ワクチン予防接種予診票
- ・保険証

初回接種の時に、
予診票は2枚両方
持参してください